

我が国の開発協力と開発協力大綱の在り方に関する決議のポイント

1. 人間の安全保障の理念に基づく開発協力の推進

- ・「人間の安全保障」の理念は、我が国のあらゆる開発協力に通底する指導理念。
- ・人づくりを引き続き重視し、基本的人権の尊重、貧困や飢餓の解消、ジェンダー主流化を推進するとともに、多様な人々を包摂するインクルーシブな社会構築に向けた取組を促進すべき。
- ・国連ビジネスと人権に関する指導原則を踏まえたビジネスと人権に関する行動計画等へののっとり、開発協力を実施すべき。

2. 多国間主義と共創の精神に基づく開発協力の推進

- ・多国間主義や、相手国の自主性、意思及び固有性を尊重しながら、裨益国政府を含む関係当事者との丁寧な対話と協働により、真に相手国国民の利益に合ったものを共に創り上げていく必要。
- ・NGO・市民社会の開発協力への参加・参画を一層拡大・促進するとともに、我が国と途上国のNGO・市民社会の連携による取組をODAで後押しするための措置を積極的に展開していくべき。

3. 非軍事原則の確保

- ・軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避原則は、今後も堅持・徹底されなければならない。
- ・政府安全保障能力強化支援（OSA）によってこれまで我が国が築いてきたODAの財産や国際的な信頼が損なわれることがないように十分に留意。
- ・今後、軍事目的への転用や人権侵害につながるものが決してないよう、非軍事原則を確実に担保するための措置を講ずるべき。

4. 投資を呼び込む開発協力

- ・開発援助における政府の責務と公的資金を補完するものとして、開発途上国において我が国ODAの理念と目的に合致し、国民生活の向上や社会的価値の創造に貢献している民間企業の取組をODAを通じて後押しすべき。
- ・公的資金等を扱う機関間の連携を強化しつつ、民間資金を呼び込むための措置を積極的に展開すべき。

5. 2030年以降の国際開発目標を見据えた議論の主導

- ・本年はSDGs達成に向けた中間年となるが、気候変動、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢を背景とした世界経済の混乱など様々な要因によって進捗に遅れが生じている。
- ・複雑に絡み合った課題に対する分野横断的なアプローチにより、普遍的価値に立脚した国際的な規範や原則の維持強化、開発途上国の自立性・持続性を損なうことのない協力等を実施し、国際社会で共通の利益となる領域を広げていくべき。

6. 国民に理解される開発協力

- ・厳しい財政状況の中、ODAの対GNI比0.7%目標を実現する上で大幅なODA予算の拡充が必要であり、そのためには国民の理解が何よりも重要。情報公開と説明責任の履行を通じて透明性を高め、開発協力の効果とプロセスの適正性を国民に示していく取組が不可欠。
- ・国民に「自分たちのODA」との意識を持ってもらうためにも、開発教育の推進により一人ひとりが世界の開発課題の主人公であるとの意識を涵養しつつ、可能な限り開かれた議論を推進すべき。